

愛知県立大学守山キャンパス車両入構規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学守山キャンパスの構内における自動車、オートバイ、原付自転車（以下「車両」という。）及び自転車の駐車に関して、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場所の指定)

第2条 駐車を許可された自動車は、指定された場所に駐車するものとする。

(通勤用車両の届出)

第3条 通勤に使用する車両を構内に駐車しようとする者は、あらかじめ、定期駐車許可証交付（変更）申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の届出を受理したときは、駐車許可証（様式第2号）を交付するものとする。

(通学用車両の届出)

第4条 通学に使用する車両を構内に駐車しようとする学生（大学院生及び認定看護師教育課程受講生を含む。以下「学生」という。）は、あらかじめ、守山キャンパス通学用車両届（様式第3号）を学務課経由で学長に提出しなければならない。

(許 可)

第5条 学長は、第4条による届出を受理したときは、別表に定める駐車許可基準により適当と認めた学生には駐車許可証（様式第4号）を交付するものとする。

2 車両を駐車する場合は、交付を受けた駐車許可証を車両の前部に表示するものとする。

(遵 守)

第6条 構内において自動車を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外に駐車しないこと。
- (2) 身体障害者以外の者は、身体障害者用の駐車スペースに駐車しないこと。
- (3) 駐車許可証の提示を求められたときは、速やかに提示すること。
- (4) 構内においては、毎時20キロメートル以下で走行すること。
- (5) 騒音防止に努めること。
- (6) 構内の施設及び設備を破損しないこと。
- (7) その他守山キャンパスとして行う指示に従うこと

(構内で発生した事故の責任)

第7条 構内で発生した自動車に関する事故については、本学はその責任を負わない。

(庶 務)

第8条 教職員の車両の駐車に係る届出に関する事務は、守山総務課で処理し、駐車許可証交付台帳を備えるものとする。

2 学生の車両の駐車に係る届出に関する事務は、守山キャンパス学務課で処理し、駐車許可証交付台帳を備えるものとする。

(その他)

第9条 教育研究その他正当な用務のため車両で入構する必要がある教職員、学生、大学行事等参加者及び工事関係者等で車両を構内に一定の期間駐車する必要がある者については、教職員の車両に準じ取り扱うものとする。

2 第5条の規定により、駐車許可証を交付された者であっても、駐車場所の確保を保証されるものではない。

3 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○駐車許可基準

項目 区分	①通学又は通勤時間	②運転経験	③保険 (対人補償)	④交通安全講習会の受講	備考
看護学部生	公共交通機関を利用した場合の通学時間が60分以上の者で、かつ自動車を利用した場合に通学時間が短縮できる者。	3年生以上の者（社会人を除く）で、かつ運転免許取得後の運転経験が1年以上ある者。	本人が補償の対象となる任意保険（無制限）の対人賠償自動車保険に加入していること。	申請時期に行われる交通安全講習会に参加すること。 (看護学部、看護学研究科の研究生、科目等履修生を除く。)	①②③のいずれにも該当すること。 身体障がい者、疾病者及び勤務等特別な事情を有する者は③④に該当すること。
大学院生 看護学研究科	申請があれば認める。				③④に該当すること。
認定受講生	申請があれば認める。				
教職員	通勤手当を交通用具利用で認定された者は、すべて許可する。（上記以外については、週1回以内の臨時駐車を認める。）				
非常勤講師 生協、業者等	申請があれば認める。				

注) この表で、認定受講生とは、認定看護師教育課程の受講生をいう。

- この「駐車許可基準」は、平成21年4月1日から適用するものとする。
- この「駐車許可基準」は、平成30年4月1日から適用する。ただし、学生については平成30年度新入生より適用するものとする。